



様式第2号(第4条関係)

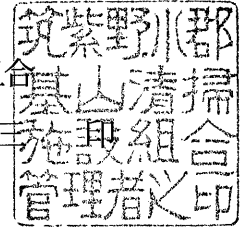
# 公文書開示決定通知書

第2号

平成24年6月22日

濱 武 振 一 様

筑紫野・小郡・基山清掃施設組合  
管理者 藤 田 陽



平成24年6月15日付の公文書の開示請求については、筑紫野・小郡・基山清掃施設組合情報公開条例第11条第1項の規定により次のとおり開示することに決定したので通知します。

なお、公文書の開示を受ける際には、この通知書を職員に提示してください。

開示請求に係る公文書の件名又は内容	1 H23. 4. 11 災害廃棄物受入処理調査票 (回答) 2 H23. 10. 7 災害廃棄物受入検討状況調査票 (回答) 3 H24. 3. 28 23 廃第 2235 のすべて 4 H24. 5. 22 24 廃第 274 のすべて
公文書の開示を行う日時及び場所	【日 時】平成24年6月27日 (午前・ <u>午後</u> ) 12時10分 ※ 当日都合が悪い場合は、あらかじめその旨を所管課等にご連絡ください。 【場 所】筑紫野・小郡・基山清掃施設組合 小会議室
開示の方法の区分	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付
所管課等名	担当 総務係 島 本 郁 子 電話番号 092-926-5300 (内線)

(公印省略)

23 筑清施第 41 号  
平成 23 年 4 月 13 日

環境省災害廃棄物対策特別本部 殿

筑紫野・小郡・基山清掃施設組合  
管理者 藤田陽三

東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理体制の構築に関する調査について（回答）

平成 23 年 4 月 8 日付けで依頼がありました「東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理体制の構築に関する調査について」につきまして別紙のとおり回答いたします。

(公印省略)

23 筑清施第 41 号  
平成 23 年 4 月 13 日

福岡県環境部長 殿

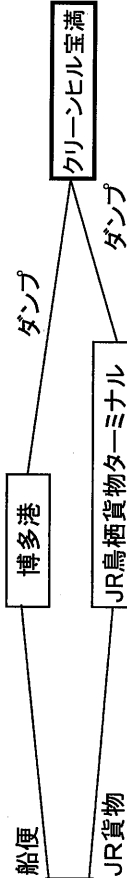
筑紫野・小郡・基山清掃施設組合  
管理者 藤田 陽三

東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理体制の構築に関する調査について (回答)

平成 23 年 4 月 11 日付け 23 廃第 69 号で依頼がありました「東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理体制の構築に関する調査について」につきまして別紙のとおり回答いたします。

# 災害廃棄物受入処理調査票

都道府県名 福岡県

市区町村名	受入可能な廃棄物 ①	1回の最大受入量 ②	受入場所 ③	処分方法 ④	受入施設の概要 ⑤		1日処理可能量 ⑥	1回の受入量の処理に要する日数 ⑦	年間最大受入可能量 ⑧
	生ごみ等	50t	筑紫野市	焼却 (溶融)	処理施設名 クリーンヒル宝満	処理能力 250t/日	50t	1日	2,000t
筑紫野・ 小郡・基山清 掃施設組合	<p>⑨ 特記事項</p> 								
	担当								

市区町村名	受入可能な廃棄物 ①	1回の最大受入量 ②	受入場所 ③	処分方法 ④	受入施設の概要 ⑤		1日処理可能量 ⑥	1回の受入量の処理に要する日数 ⑦	年間最大受入可能量 ⑧
					処理施設名	処理能力			
	⑨ 特記事項								
	担当								

(公印省略)

23筑清施第298号  
平成23年10月21日

福岡県環境部長 様

筑紫野・小郡・基山清掃施設組合  
管 理 者 藤 田 陽 三

東日本大震災により生じた災害廃棄物の受入検討状況調査について（回答）

平成23年10月11日付け23廃第1163号で照会のあった「東日本大震災により生じた災害廃棄物の受入検討状況調査について」につきまして別紙のとおり回答いたします。

# 災害廃棄物受入検討状況調査票

都道府県名

福岡県

市区町村名	検討状況 (A~C)	検討内容等	想定される受入処理能力等			担当	
			受入れが想定 される廃棄物 ③	処理施設名 (処理内容) ④	1日当たり 処理可能量 ⑤		年間最大 受入可能量 ⑥
(例1) 〇〇市	B	検討会議を立ち上げ、受入基準等について検討中。	可燃性混合廃棄物	〇〇クリーンセンター(焼却) 〇〇処分場(埋立)	200t/d 250t/d	70,000t	⑦ 所属 〇〇局〇〇課 氏名 〇〇 〇〇 電話 ***-***-**** メール ***@city.***.lg.jp
筑紫野・小 郡・基山清 掃施設組合	-	当該施設で受入可能かどうか不明であるため検討できない。					所属 事務局施設係 氏名 石橋弘樹 電話 092-926-5300 メール houman@rapid.ocn.ne.jp
		上記については構成市町と協議済みです。					所属 氏名 電話 メール
							所属 氏名 電話 メール

[公印省略]

23 廃第 2235 号  
平成 24 年 3 月 28 日

各 市 町 村 長 }  
 (一般廃棄物担当課) } 殿  
 各 一 部 事 務 組 合 長 }

福 岡 県 環 境 部 長  
(廃棄物対策課)

東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理について(照会)

このことについて、平成 24 年 3 月 26 日に開催した市町村等一般廃棄物担当課長会議において、災害廃棄物の受入れの検討についてお願いしたところです。

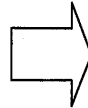
つきましては、貴自治体（一部事務組合）の検討状況を別紙にて、平成 24 年 4 月 5 日までに御回答いただきますようお願いいたします。

なお、市町村長又は組合長と協議を必ず行った上で、回答いただきますようお願いいたします。

廃棄物対策課  
担当：迎田、西崎  
TEL 092-643-3363  
FAX 092-643-3365



市町村名	
所属	
御担当	
TEL	



<b>送信先</b> 福岡県環境部廃棄物対策課 FAX 092-643-3365 (送信票は不要です)
--

### 災害廃棄物の受入れに係る検討状況について

#### 1 受け入れの可否について

- ア 受け入れる。
- イ 受け入れる方向で検討中 (住民同意を得た。)
- ウ 受け入れる方向で検討中 (住民と協議中)
- エ 受け入れる方向で検討中 (今後住民と協議予定)
- オ 受け入れる方向で検討中 (内部で検討中)
- カ 受け入れられない。
- キ その他

#### 2 受け入れられない理由 (1でカと回答された場合) (複数回答可)

- ア ごみ処理施設を持たず、その処理を他市に委託しているため。
- イ 焼却余力が極端に少ないため。(焼却余力            トン/年)
- ウ 最終処分場の残余容量が極端に少ないため。(残余年数            年)
- エ 最終処分場を持たず、焼却灰の処理をセメント工場等に依存しているため。
- オ RDF方式であって、かつ、粗大木くず等 (数十cm程度) を微粒子状に破碎できる破碎設備を独自に用意できないため。
- カ 住民の同意を得るのが困難であるため。
- キ その他

※ 1でア、イ、ウ、エ、オと回答された場合は、2及び3ページの問にもお答えください (複数回答可)



3 受け入れ可能な廃棄物の種類 (すべての廃棄物に汚泥、塩分が付着しており、数10 cm以下に粗破碎した可燃物であっても、2~3%の不燃物が混入している。)

- ア 可燃物 (紙、布、皮製品)
- イ 可燃物 (廃プラスチック類)
- ウ 可燃物 (異物付着木材)
- エ 可燃物 (木くず)
- オ 不燃物 (焼却灰)
- カ その他

[

]

4 受け入れ可能な廃棄物の放射性物質濃度

- ア 100Bq/kg 以下
- イ 240Bq/kg 以下
- ウ 480Bq/kg 以下
- エ その他

[

]

5 被災地における積み込み前の放射性物質濃度 (Bq/kg) 等の測定

- ア 必要 (市町村にて実施)
- イ 必要 (県に依頼)
- ウ 不要

6 受入時における放射性物質濃度 (Bq/kg) 等の測定

- ア 必要 (市町村にて実施)
- イ 必要 (県に依頼)
- ウ 不要

7 受入側 (一時保管場所、焼却施設及び最終処分場) における放射線量 ( $\mu\text{Sv/h}$ ) 等の測定

- ア 必要 (市町村にて実施)
- イ 必要 (県に依頼)
- ウ 不要

8 最終処分場における放射性セシウムに係るモニタリング (Bq/㍈) の実施

- ア 必要 (市町村にて実施)
- イ 必要 (県に依頼)
- ウ 不要

9 運搬手段・方法

- ア コンテナ (貨車又はRORO船)
- イ バラ積み船
- ウ その他 ( )

10 受入可能量 t/日 ( t/年)

11 受入可能期間 平成 年 月～平成 年 月

12 その他の受入条件

[ ]

13 回答内容の対外公表について

- ア すべて公表してよい。
- イ 国には団体名を含めてすべて報告してよいが、対外的には団体名は公表しない。
- ウ 国を含めて対外的には団体名は公表しない。
- エ その他

[ ]

(参考)

平成24年3月26日

福岡県廃棄物対策課

災害廃棄物の受け入れについての検討に当たって 3/26 担当課会議資料

## 1 ごみ処理施設の観点から

- 受け入れに当たって十分な検討が必要な市町村
  - ・ ごみ処理施設を持たず、その処理を他市に委託している市町村
  - ・ 焼却余力の極端に少ない施設
  - ・ 最終処分場を持たず、焼却灰の処理をセメント工場等に依存している市町村
  - ・ RDF方式であって、粗大木くず等(数十cm程度)を微粒子状に破碎できる破碎設備を有しない市町村
- 受け入れの検討が十分可能と考えられる市町村
  - ・ 焼却施設と最終処分場の双方を有し、一般ごみと混合して災害廃棄物を焼却する余力があり、その焼却灰を自己所有の最終処分場に埋立処分できる市町村

## 2 ごみの種類の観点から

- 両政令市を除けば、大多数の最終処分場の残余容量は数万m<sup>3</sup>未満であり、その観点から受け入れが困難と考えられる災害廃棄物
  - ・ 焼却処理を経ずにそのまま最終処分場に埋め立てる不燃物、汚泥、焼却灰
- 受け入れの検討は可能と考えられる災害廃棄物
  - ・ 可燃物

粗破碎及び粗選別処理により、数十cm以下の可燃物にすることは可能と聞いている。汚泥・塩分が付着した木くず(8割)、可燃廃プラ(1割)、金属等の不燃物(2~3%混入)、その他可燃物(数%混入)を想定していただきたい。

## 3 放射能物質濃度の観点から

- 焼却前の災害廃棄物について、国の基準である240Bq/kg(ストーカー炉、熔融炉)、480Bq/kg(流動床炉)ではなく、100Bq/kg等の独自の受け入れ基準を市町村が設定することは可能。
- 一般ごみと災害廃棄物の混合割合については、焼却ごみ全体の放射能物質濃度を引き下げるため、及び焼却炉の最適燃焼状態を維持するため、焼却炉ごとに設定することは可能。

## 4 災害廃棄物の運搬方法の観点から

- 一般廃棄物の収集・運搬基準(廃棄物処理法施行令第3条第1号)で①飛散・流出・地下浸透しないこと、②悪臭が発散しないこと、③ねずみの生息、害虫の発生がないこととされているので、バラ積み船による運搬及び野積み保管は不可。

- 通常、東京都仕様のコンテナに詰め上、コンテナ船、RORO 船又は鉄道貨車によって長距離運搬し、コンテナトラックにより各焼却施設に搬入することを想定。
- 荷揚げ場所及び運送経路については、被災県、本県及び受け入れ市町村との具体的協議の中で検討。

## 5 被災地における積み込み前の放射能物質濃度等の測定



















- セシウムの放射能物質濃度 100Bq/kg に相当する線量率は、0.001  $\mu$ Sv/h 程度。
- 積み込み前の災害廃棄物の遮蔽線量率（大気中の放射線の影響を強く受けるため、災害廃棄物そのものの放射線量を測定するためには、鉛の箱に入れて大気中の放射線の影響を遮断する必要がある。）は、可搬型のサーベイメーターで 0.001  $\mu$ Sv/h 単位での測定は可能。
- 災害廃棄物そのものの放射能物質濃度(Bq/kg)を精密に測定するには、検体採取の上、ゲルマニウム半導体検出器(可搬型なし。本県では、県保健環境研究所に2台あるのみ。)で測定しなければならず、測定頻度はあまり上げられない。
- これらの測定は、被災県、本県及び受け入れ市町村との協議により、被災県又は本県が担当し、現地の専門機関に委託して測定することが可能。

## 6 受け入れ側における放射能物質濃度等の測定

- 受け入れ焼却施設及び最終処分場の空間線量率( $\mu$ Sv/h)については、本県所有の可搬型サーベイメーターにより本県保健所職員が測定することが可能。台数が限られているため、市町村への貸し出しは不可。
- 焼却前の災害廃棄物及び焼却灰の放射能物質濃度(Bq/kg)の測定については、検体を採取し本県の保健環境研究所に持ち込むことで、ゲルマニウム半導体検出器による精密な測定が可能。
- 受け入れを検討する市町村が現時点での一般ごみの放射能物質濃度(Bq/kg)の測定を希望する場合には、県として協力可能。

# 起 案 用 紙

【公開(全部・部分・時限)・非公開/保存年限 1・3・5・10・永】

主事 主任 主査	係 長	課 長	局 長	幹 事 長	副管理者	副管理者	管 理 者
  							
合議	基 山 町	小 郡 市			筑 紫 野 市		会計管理者
	 	課長 	部長 	副市長 	課長 	部長 	
(合議意見)							
先方文書の発収 第 号 平成 年 月 日				起 案 者 筑紫野・小郡・基山清掃施設組合 石 橋 弘 樹  印			
起 案	平成24年4月2日			発信者	管理者		
決 裁	平成24年4月4日			宛 先	福岡県環境部長		
施 行	平成 年 月 日			方 法	郵 ( 普・速・書 ) 持 参 その他		
(件 名)				(文書番号 第 号)			
東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理について (回答)							
上記について下記のとおり ( ) してよろしいかお伺いします。							
<p>標記について、平成24年3月28日付け23廃第2235号で照会がありました東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理について、別紙のとおり回答してよろしいかお伺いします。回答にあたり管理者、副管理者、副市長、部長、担当課長と協議を行っての回答であることを申し添えます。</p>							

(公印省略)

24筑清施第10号  
平成24年4月 4日

福岡県環境部長 様

筑紫野・小郡・基山清掃施設組合  
管 理 者 藤 田 陽 三

東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理について (回答)

平成24年3月28日付け23廃第2235号で照会のあった「東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理について」につきまして別紙のとおり回答いたします。

市町村名	筑紫野・小郡・基山清掃施設組合
所属	事務局 施設係
御担当	石橋弘樹
TEL	092-926-5300



送信先
福岡県環境部廃棄物対策課
FAX 092-643-3365
(送信票は不要です)

## 災害廃棄物の受入れに係る検討状況について

### 1 受け入れの可否について

- ア 受け入れる。
- イ 受け入れる方向で検討中(住民同意を得た。)
- ウ 受け入れる方向で検討中(住民と協議中)
- エ 受け入れる方向で検討中(今後住民と協議予定)
- オ 受け入れる方向で検討中(内部で検討中)
- カ 受け入れられない。
- キ その他

[

]

### 2 受け入れられない理由(1でカと回答された場合)(複数回答可)

- ア ごみ処理施設を持たず、その処理を他市に委託しているため。
- イ 焼却余力が極端に少ないため。(焼却余力            トン/年)
- ウ 最終処分場の残余容量が極端に少ないため。(残余年数            年)
- エ 最終処分場を持たず、焼却灰の処理をセメント工場等に依存しているため。
- オ RDF方式であって、かつ、粗大木くず等(数十cm程度)を微粒子状に破碎できる破碎設備を独自に用意できないため。
- カ 住民の同意を得るのが困難であるため。
- キ その他

[

]

※ 1でア、イ、ウ、エ、オと回答された場合は、2及び3ページの間にもお答えください(複数回答可)

3 受け入れ可能な廃棄物の種類（すべての廃棄物に汚泥、塩分が付着しており、数10 cm以下に粗破碎した可燃物であっても、2～3%の不燃物が混入している。）

- ア 可燃物（紙、布、皮製品）
- イ 可燃物（廃プラスチック類）
- ウ 可燃物（異物付着木材）
- エ 可燃物（木くず）
- オ 不燃物（焼却灰）
- カ その他

[ ]

4 受け入れ可能な廃棄物の放射性物質濃度

- ア 100Bq/kg 以下
- イ 240Bq/kg 以下
- ウ 480Bq/kg 以下
- エ その他

[ ]

5 被災地における積み込み前の放射性物質濃度（Bq/kg）等の測定

- ア 必要（市町村にて実施）
- イ 必要（県に依頼）
- ウ 不要

6 受入時における放射性物質濃度（Bq/kg）等の測定

- ア 必要（市町村にて実施）
- イ 必要（県に依頼）
- ウ 不要

7 受入側（一時保管場所、焼却施設及び最終処分場）における放射線量（ $\mu\text{Sv/h}$ ）等の測定

- ア 必要（市町村にて実施）
- イ 必要（県に依頼）
- ウ 不要



8 最終処分場における放射性セシウムに係るモニタリング (Bq/㍈) の実施

- ア 必要 (市町村にて実施)
- イ 必要 (県に依頼)
- ウ 不要

9 運搬手段・方法

- ア コンテナ (貨車又はRORO船)
- イ バラ積み船
- ウ その他 ( )

10 受入可能量 t/日 ( t/年)

11 受入可能期間 平成 年 月～平成 年 月

12 その他の受入条件

[ ]

13 回答内容の対外公表について

- ア すべて公表してよい。
- イ 国には団体名を含めてすべて報告してよいが、対外的には団体名は公表しない。
- ウ 国を含めて対外的には団体名は公表しない。
- エ その他

[ ]

[公印省略]

24 廃第 274 号

平成 24 年 5 月 22 日

各市町村長 }  
(一般廃棄物担当課) } 殿  
各一部事務組合長 }

福岡県環境部長  
(廃棄物対策課)

東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理について(照会)

このことについては、平成 24 年 3 月 28 日 23 廃第 2235 号にて、貴団体における災害廃棄物の受入れに係る検討状況を照会し、回答を頂いたところです。

さて、その際に「検討中」と回答された団体が多かったこと、また、全国的に災害廃棄物の受入れに向けた取組が進められていることや 5 月 21 日付けにて災害廃棄物推計量の見直しが行われたこと等を踏まえ、その後の県内の状況を把握する必要があることから、貴団体の現在の状況について、平成 24 年 5 月 29 日までに別紙にて御回報いただきますようお願いいたします。

また、前回「受け入れられない」旨回答をいただいている団体におかれましても、現時点での状況をお知らせいただきますようお願いいたします。

なお、市町村長又は組合長の御意向を確認された上で、回答いただきますようお願いいたします。

廃棄物対策課

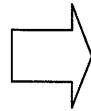
担当：迎田、西崎

TEL 092-643-3363

FAX 092-643-3365



市町村名	
所属	
御担当	
TEL	



送信先
福岡県環境部廃棄物対策課
FAX 092-643-3365
(送信票は不要です)

## 災害廃棄物の受入れに係る検討状況について

### 1 受入れについて

- ア 受け入れる意思決定を行った。
- イ 受け入れる方向で検討中(試験焼却、住民説明会の予定がある。)
- ウ 受け入れる方向で検討中(被災地の自治体と協議中)
- エ 受け入れる方向で検討中(内部で検討中)
- オ 受入れの可否について検討中
- カ 受け入れられない。
- キ その他

[ ]

### 2 受け入れられない理由(1でカと回答された場合)(複数回答可)

- ア ごみ処理施設を持たず、その処理を他市に委託しているため。
- イ 焼却余力が極端に少ないため。(焼却余力            トン/年)
- ウ 最終処分場の残余容量が極端に少ないため。(残余年数            年)
- エ 最終処分場を持たず、焼却灰の処理をセメント工場等に依存しているため。
- オ RDF方式であって、かつ、粗大木くず等(数十cm程度)を微粒子状に破碎できる破碎設備を独自に用意できないため。
- カ 住民の同意を得るのが困難であるため。
- キ 平成24年4月17日環境省告示第76号に規定する基準では、放射性物質による環境影響について、安心できるものではないため。
- ク その他

[ ]

### 3 回答内容の対外公表について

- ア すべて公表してよい。
- イ 団体名は公表しない。
- ウ その他

[ ]

# 起 案 用 紙

【公開(全部・部分・時限)・非公開/保存年限 1・3・5・10・永】

主事	主任	主査	係長	課長	局長	幹事長	副管理者	副管理者	管理者
合議	基 山 町		小 郡 市			筑 紫 野 市		会計管理者	
		副町長 	課長 	副市長 	課長 	部長 			
(合議意見)									
-----									
-----									
先方文書の発収					起 案 者				
第 号					筑紫野・小郡・基山清掃施設組合				
平成 年 月 日					石橋弘樹				
起 案	平成24年 5月23日				発信者	管理者			
決 裁	平成24年 5月28日				宛 先	福岡県環境部長			
施 行	平成 年 月 日				方 法	郵(普・速・書) 持参 その他			
(件 名)					(文書番号 第 号)				
東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理について(回答)									
-----									
上記について下記のとおり( )してよろしいかお伺いします。									
標記について、平成24年5月22日付け24廃第274号で照会がありました「東日本									
大震災により生じた災害廃棄物の広域処理について」別紙のとおり回答してよろしいかお伺									
いします。回答にあたり構成市町担当課長と協議し、前回4月4日付で県に回答した内容と									
同じ回答であることを申し添えます。									

(公印省略)

24筑清施第102号  
平成24年5月28日

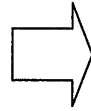
福岡県環境部長 様

筑紫野・小郡・基山清掃施設組合  
管 理 者 藤 田 陽 三

東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理について（回答）

平成24年5月22日付け24廃第274号で照会のあった「東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理について」につきまして別紙のとおり回答いたします。

市町村名	筑紫野・小郡・基山清掃施設組合
所属	事務局 施設係
御担当	石橋弘樹
TEL	092-926-5300



<p>送信先</p> <p>福岡県環境部廃棄物対策課</p> <p>FAX 092-643-3365</p> <p>(送信票は不要です)</p>
--

## 災害廃棄物の受入れに係る検討状況について

### 1 受入れについて

- ア 受け入れる意思決定を行った。
- イ 受け入れる方向で検討中 (試験焼却、住民説明会の予定がある。)
- ウ 受け入れる方向で検討中 (被災地の自治体と協議中)
- エ 受け入れる方向で検討中 (内部で検討中)
- オ 受入れの可否について検討中
- カ 受け入れられない。
- キ その他

[ ]

### 2 受け入れられない理由 (1でカと回答された場合) (複数回答可)

- ア ごみ処理施設を持たず、その処理を他市に委託しているため。
- イ 焼却余力が極端に少ないため。(焼却余力            トン/年)
- ウ 最終処分場の残余容量が極端に少ないため。(残余年数            年)
- エ 最終処分場を持たず、焼却灰の処理をセメント工場等に依存しているため。
- オ RDF方式であって、かつ、粗大木くず等(数十cm程度)を微粒子状に破碎できる破碎設備を独自に用意できないため。
- カ 住民の同意を得るのが困難であるため。
- キ 平成24年4月17日環境省告示第76号に規定する基準では、放射性物質による環境影響について、安心できるものではないため。
- ク その他

[ ]

### 3 回答内容の対外公表について

- ア すべて公表してよい。
- イ 団体名は公表しない。
- ウ その他

[ ]